

吸収分割に係る事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)



2021 年 10 月 26 日

鳥越製粉株式会社

2021年10月26日

吸収分割に係る事前開示書類
(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項)

福岡県うきは市吉井町276番地の1
鳥越製粉株式会社
代表取締役 鳥越 徹



鳥越製粉株式会社（以下「甲」といいます。）及び鳥越精麦株式会社（以下「乙」といいます。）は、2021年10月11日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を2022年1月1日として、甲がその営む精麦・飼料事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本吸収分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）

別紙1に記載のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ）

乙は、甲の完全子会社であるため、本吸収分割に際して、株式その他の対価の交付は行いません。乙は、甲の完全子会社であり、甲がその発行済株式の全てを保有していることから、かかる取扱いは相当と考えております。

3. 会社法第758条第8号に関する事項（会社法施行規則第183条第2号）

該当事項はありません。

4. 本吸収分割に際して吸収分割会社の新株予約権者に交付する新株予約権に関する事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第3号）

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第183条第4号）

(1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表（同号イ）

別紙2に記載のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（同号ロ）

該当事項はありません。

- (3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号ハ）

該当事項はありません。

6. 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第183条第5号イ）

- ① 甲は、2021年9月13日開催の取締役会において、甲の連結子会社である中島精麦工業株式会社、石橋工業株式会社、株式会社カネニ及び乙の4社が実施する共同株式移転の方法により、2022年1月4日をもって甲グループの精麦・飼料事業における中間持株会社を設立することを決議いたしました。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割株式会社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割株式会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

- (1) 甲の債務の履行の見込みについて

甲の2020年12月31日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ38,016百万円及び6,260百万円であるところ、本吸収分割によって甲が乙に承継させる予定の資産及び負債の見込額は、2020年12月31日現在の簿価でそれぞれ2,225百万円及び115百万円であり、本吸収分割が分割会社に与える影響は軽微です。

また、本吸収分割の効力発生日以後において、甲が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後における甲の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

- (2) 乙の債務（甲が本吸収分割により乙に承継させるものに限る。）の履行の見込みについて

乙は、2021年9月27日に設立され、その成立の日の乙の貸借対照表における資産の額は100百万円、負債の額は0円であるところ、本吸収分割によって乙が甲から承継する予定の資産及び負債の見込額は、上記(1)のとおりであり、本吸収分割後も、乙の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

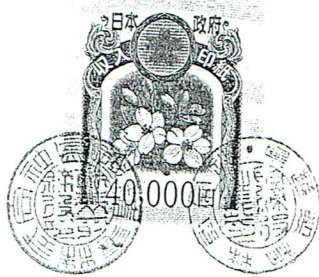
また、本吸収分割の効力発生日以後において、乙が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後における乙の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以 上

別紙1（吸収分割契約書）

（添付のとおり）



吸収分割契約書

鳥越製粉株式会社（以下「甲」という。）及び鳥越精麦株式会社（以下「乙」という。）は、2021年10月11日、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲がその営む精麦・飼料事業（以下「本事業」という。）に関して有する第3条第1項所定の権利義務を、吸収分割の方法により乙に承継させる（以下「本吸収分割」という。）。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 甲：吸収分割会社
（商号）鳥越製粉株式会社
（住所）福岡県うきは市吉井町276番地の1
- (2) 乙：吸収分割承継会社
（商号）鳥越精麦株式会社
（住所）福岡県うきは市吉井町276番地の1

第3条（権利義務の承継）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙記載のとおりとする。
2. 本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。但し、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の金額について求償することができる。

第4条（本吸収分割に際して交付する金銭等に関する事項）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、金銭等を交付しない。

第5条（乙の資本金及び準備金に関する事項）

本吸収分割により、乙の資本金及び準備金は増加しない。

第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2022年1月1日とする。但し、本吸収分割の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙が協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第7条（株主総会決議）

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定により、本契約に関する同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第1項本文の規定により、本契約に関する同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行う。

第8条（競業避止）

甲は、乙が承継する本事業について、会社法第21条に基づく競業避止義務を負わない。

第9条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から本効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合、甲及び乙は、協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本吸収分割の効力）

本契約は、本吸収分割の実行に際して効力発生前に法令上必要となる関係官庁等の承認等が得られなかったとき又は本効力発生日の前日までに前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第11条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関連する当事者間の一切の紛争については、福岡地方裁判所を第一審についての専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

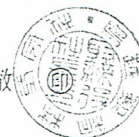
本契約に定める事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

（以下余白）

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2021 年 10 月 11 日

甲： 福岡県うきは市吉井町 276 番地の 1
鳥越製粉株式会社
代表取締役会長兼社長 鳥越 徹



乙： 福岡県うきは市吉井町 276 番地の 1
鳥越精麦株式会社
代表取締役社長 楠原 敏之



別紙

承継対象権利義務明細

本効力発生日において乙が甲から承継する権利義務は、本効力発生日の直前における次に定める甲の権利義務とする。

1. 資産

本効力発生日の前日の終了時点において存在し、甲が有している本事業のみに属する一切の資産のうち、法令上承継が可能なもの。但し、次の各号に掲げる資産を除く。

- (1)現金及び預金。但し、「預り保証金」及び「運賃助成に係る仮受金」相当額を除く。
- (2)受取手形、売掛金
- (3)未収入金、未収収益
- (4)機械装置及び工具器具備品を除く有形固定資産
- (5)リース資産
- (6)敷金(社員の借上社宅の賃貸借契約に基づく敷金)

2. 債務

本効力発生日の前日の終了時点において存在し、甲が負担している本事業のみに属する一切の債務のうち、法令上承継が可能なもの。但し、次の各号に掲げる債務を除く。

- (1)買掛金
- (2)未払費用
- (3)未払金
- (4)リース債務
- (5)未払税金費用(未払消費税を含む。)

3. 契約（雇用契約を除く。）

本効力発生日の前日の終了時点において有効に存続し、甲が当事者となっている本事業のみに属する一切の契約に関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務。但し、次の各号に掲げるものを除く。

- (1)リース契約
- (2)社員の借上げ社宅に係る賃貸借契約
- (3)緑地管理に関する工事請負契約
- (4)警備請負契約

4. 雇用契約

別紙2（吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容）

（添付のとおり）

貸借対照表

(2021年9月27日現在)

単位：千円

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
現金及び預金	100,000		
		負債合計	—
		純資産の部	
		資本金	100,000
資産合計	100,000	負債・純資産合計	100,000

